

育英大学における内部質保証の方針

令和6年9月25日 制定

1. 内部質保証の目的

本学の教育理念、教育目標や3つのポリシーの実現に向け、教育研究活動等の活動状況について自己点検及び評価を行い、その結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づき本学の教育研究等の質の改善、向上に取り組むとともに、その質の保証に努める。

2. 内部質保証に関わる体制

学長のリーダーシップのもと、運営会議及び自己点検・評価委員会を中心に、学内全ての組織が主体となり、内部質保証の取り組みを担う。

3. 内部質保証の対象

内部質保証の対象は、次のとおりとする。

- (1) 教育研究組織に関すること。
- (2) 教育課程・学修成果に関すること。
- (3) 学生の受入れに関すること。
- (4) 学生支援に関すること。
- (5) 教育研究環境に関すること。
- (6) 地域連携・地域貢献に関すること。
- (7) 事務組織に関すること。
- (8) 大学運営に関すること。

4. 自己点検及び評価の実施

「育英大学自己点検・評価委員会規則」に基づき、自己点検・評価を行い、報告書を作成し、自己点検・評価結果を学外に公表する。

また、外部評価機関による評価を受け、本学の内部質保証に向けた取組の有効性を確認する。

5. 教職員における内部質保証

「育英大学FD・SD委員会規則」に則り、自己点検・評価の結果に基づく全学的なFD・SD活動を通し、教育内容及び方法の改善、並びに大学運営に必要な能力及び資質の向上に努める。

以上